

アルカス土浦イベントスペース使用細則より

(イベントスペースの使用の実施主体)

次の各号の一に該当するもの（以下「実施主体」という）は、イベントスペースを使用することができる。

- 一 区分所有者及び専用部分の貸与を受けた者
- 二 地域住民からなる組織（町会等）
- 三 公共団体等（土浦市、学校、消防、警察等）
- 四 その他管理者が認めた者

(使用制限)

周辺の環境に配慮し、次の各号の一に該当するイベントは実施できないものとする。

- 一 法令で禁止され、又は法令に接触する恐れのあるもの
- 二 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れのあるもの
- 三 集団的及び常習的に暴力的不法行為を行う恐れのあるもの
- 四 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第百二十二号）に定める営業及びこれに類するもの
- 五 署名、歎誘、キャッチセールス等の行為と認められるもの
- 六 建物及び設備を損傷する恐れのあるもの
- 七 音及び臭気等の発生により専有部分への影響が懸念されるもの
- 八 その他管理者が管理運営上の支障があると認めたもの

(使用権の譲渡の禁止)

使用者は、イベントスペースの使用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外に使用してはならない。

(承認の取消し)

管理者は、使用者が次の各号の一に該当する場合には、使用者への催告その他何らかの手続きを要することなく、イベントスペースの使用を取り消し、又は使用の制限若しくは停止をすることができる。

- 一 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けた場合
- 二 使用の条件に違反した場合
- 三 この細則（アルカス土浦イベントスペース使用細則）又は規約に違反している、又はその恐れがある場合
- 四 管理者の指示に従わなかった場合
- 五 天変地異その他の事故によりイベントスペースの利用ができなくなった場合
- 六 建物等の管理又は運営上、やむを得ない事由が生じた場合

2 管理者は、イベントスペースの使用前又は使用中に、災害時における避難施設としてイベントスペースを使用する必要が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

3 管理者は、イベントスペースの使用前又は使用中の火災発生時に、イベントスペースの消防の活動スペースを使用する必要が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

(申請の取下げ)

使用者は、自己の都合によりイベントスペースの使用を取り下げることができる。

また、この場合、一旦管理組合に納入された使用料については、イベントスペースの使用の有無にかかわらず、返還しない。

2 前項の規定により、使用者が申請を取り下げるときは、使用取下げ書を管理者に提出しなければならない。

(電気及び水等の調達)

使用者は、イベントスペースの使用にあたって、電気はイベント盤又はラウンジ内コンセントから供給を受けることができる。また、水は、散水栓又はカウンタースペースの水道を利用することができる。なお、ガスの使用は、外構に限ることとし、自らの責任をもって調達しなければならない。

(管理組合及び管理者の免責)

管理組合及び管理者は、イベントに関して発生した事故等については、一切の責任及び負担を負わないものとし、イベントに関する一切の責任は使用者が負うものとする。

2 管理組合及び管理者は、イベントスペースの使用の承認の取り消しまたは使用の制限若しくは停止により発生した損害については一切の責任を負わないものとする。